

第二種特定鳥獣管理計画 第3期徳島県ニホンザル適正管理計画 (案)

令和 年 月
徳 島 県

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理が行われるべき区域	1
(1)	管理が行われるべき区域	1
(2)	地域区分	1
4	計画策定の目的	2
5	これまでの取組とその評価	2
(1)	これまでの取組	2
(2)	現状	2
(3)	前期計画の評価	4
6	管理の基本的な考え方	4
(1)	計画的な個体群管理と地域主体の被害防除対策の推進	4
(2)	順応的管理の推進	4
(3)	年度別事業実施計画の策定と推進	4
7	管理の目標	5
(1)	長期目標	5
(2)	第3期計画における目標	5
8	目標達成のための具体的な方策	5
(1)	加害レベルの設定	5
(2)	個体群管理	6
(3)	被害防除対策	9
(4)	生息地管理	10
(5)	その他	10
9	その他の事項	11
(1)	県全域に生息する加害群の生息概況把握	11
(2)	被害防止計画との整合	11
(3)	ユニット単位の連絡・協議	11
(4)	関係機関と連携強化	11
(5)	関係機関、農林業者・県民、捕獲従事者の役割	12
(6)	モニタリング調査の実施	13
(7)	市街地に出没するハナレザル対応	14
(8)	外来種の対応	14
(9)	中間支援者の活用	14
	【附属資料】	15
(1)	徳島県ニホンザル管理対策の経緯	15
(2)	現状	15

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

ただし、計画の期間内であっても生息状況や社会状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行うなど順応的な管理計画とする。

3 管理が行われるべき区域

(1) 管理が行われるべき区域

徳島県全域

(2) 地域区分

ニホンザル（以下、「サル」という。）の分布域を3つの管理ユニット（図1）に区分して、施策を実行する。

- 東部ユニット ・ ・ ・ ・ 東部農林水産局管内
- 南部ユニット ・ ・ ・ ・ 南部総合県民局管内
- 西部ユニット ・ ・ ・ ・ 西部総合県民局管内



図1 サル個体群管理のための管理ユニット

※管理ユニットは、広域に分布し地域的に特性の異なるサル群れの対策にあたって、対策に係る主体間の情報共有と連携、意思決定を促進し、行政実務上の効率性を高めるとともに対策に実効力を持たせること、またユニット内での群れ分布の連続性の検討や残すべき群れを定めることにより地域個体群の保全を担保するうえで有効である。

4 計画策定の目的

- 農林業被害の軽減と拡大防止
- 生活環境被害と人身被害の回避
- 地域個体群の安定的な維持

5 これまでの取組とその評価

(1) これまでの取組

徳島県のサルによる農作物被害はもっとも被害が大きかった平成 24 年度以降は減少傾向にあったが近年は下げ止まりの状態にある。一方、サルの分布域は拡大する状況がみられる。生活環境被害は恒常的な発生がみられ、人身被害は少ないながらも断続的に発生している。

県は、対策の体制整備および科学的な管理を推進するため、平成 27 年度に第 1 期徳島県ニホンザル適正管理計画を策定した。平成 29 年度には、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画として、第 2 期徳島県ニホンザル適正管理計画（以下、「第 2 期計画」という。）を策定し、侵入防止柵の設置や地域ぐるみの追い払い活動、大型捕獲檻による捕獲活動の強化など、総合的な被害防除対策に取り組んできた。

(2) 現状

ア 分布状況

環境省による自然環境保全基礎調査及び県による生息状況調査の結果から、本県におけるサルの生息区画率は、昭和 53 年度と比較して、平成 15 年度には 32.8%増、令和 2 年には 47.2%増となり、令和 2 年はほぼ県下全域で生息が確認されている。

イ 生息状況

令和 3 年度までに県が実施した調査では、県内に生息する群れの推定数は 158～160 群れ、推定個体数は 5,459～6,838 頭である（表 1）。

表 1 徳島県内の加害群の推定群れ数及び推定個体数

ユニット	市町村名	推定群れ数 (群)		推定個体数 (頭数)	
		最小	最大	最小	最大
東部	徳島市	3	3	80	90
	鳴門市	10	10	337	382
	小松島市	—			
	吉野川市	9	9	220	285
	阿波市	4	4	160	200
	勝浦町	3	4	70	90
	上勝町	2	2	60	80
	佐那河内村	2	2	10	20
	石井町	—	—	—	—
	神山町	15	15	450	750
	松茂町	—			
	北島町	—			
	藍住町	—			
	板野町	2	2	31	41
	上板町	2	2	150	180
南部	阿南市	8	8	623	643
	那賀町	12	12	196	280
	牟岐町	4	4	200	250
	美波町	13	13	660	740
	海陽町	6	6	120	180
西部	美馬市	8	9	500	600
	三好市	34	34	1,042	1,317
	つるぎ町	13	13	370	470
	東みよし町	8	8	180	240
合 計		158	160	5,459	6,838

ウ 被害状況

サルによる農作物被害は、平成 24 年度をピークに減少傾向にあるものの、平成 30 年度以降下げ止まっている。令和 2 年度の被害金額は約 1,918 万円であり、県内の野生鳥獣による被害額全体の約 22%を占めている。農作物別の被害状況では、水稻、野菜類、果樹類の食害が発生し、特に野菜類の被害が農作物被害の約 67%と高い割合を占めている。加えて、被害金額に算入されない自家消費用の農作物被害も多く、地域住民の心理的負担が増大している。

また、人の生活圏への進出が進み、家屋への侵入をはじめとする生活環境被害や、咬(か)みつき、ひっかきなどの人身被害、住居集合地域への出没が発生している。

エ 捕獲状況

サルは非狩猟鳥獣であるため、捕獲は有害鳥獣捕獲や個体数調整による許可に基づいて実施されている。

方法としては、これまでは銃器や小型檻による捕獲がほとんどであるが、近年はテレメトリ調査の結果に基づき加害レベルの高いサル群を効果的に捕獲するための中型・大型捕獲檻や捕獲柵の導入が進んでいる地域もある。今後は、このような被害軽減の効果が高く効率的にサル群を捕獲できる方法を、さらに普及していく必要がある(表 10)。

(3) 前期計画の評価

第2期計画では、県内に生息する加害群数を概ね10年間で半減させることを目標に、毎年、県内に生息する加害群の生息概要の把握、対策を強化すべき群れの詳細な行動圏や個体数の把握等の取り組みを推進してきた。また、合わせて、被害防除対策を強化するため、侵入防止策の設置や大型檻による捕獲活動の強化等、総合的な被害防止対策に取り組んできた。その成果として、農業被害は前期計画策定時の平成29年度よりも被害金額は減少した。しかし、被害の減少は停滞しており、分布域が拡大していることから、計画的な個体群管理と地域の被害防除対策の更なる推進が必要である。一方、管理目標を評価するための県内に生息する加害群数の把握が不十分であることが課題としてあげられる。

6 管理の基本的な考え方

(1) 計画的な個体群管理と地域主体の被害防除対策の推進

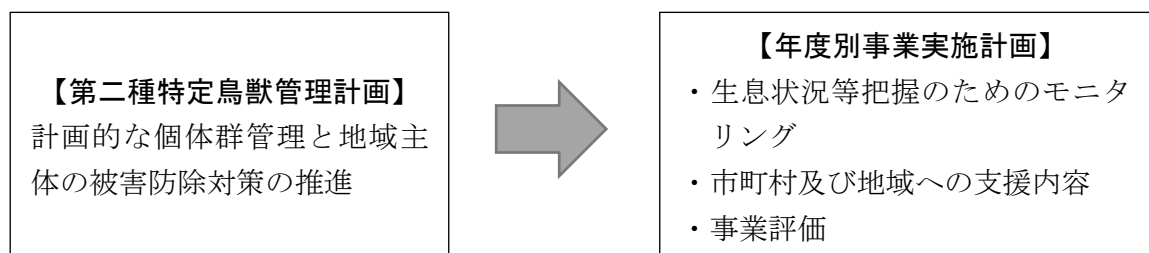
サルは母系集団の群れを形成し、比較的安定した行動圏をもつという生態学的な特徴を有しているため、個体群管理の最小単位は群れとし、連続分布する群れの集合体を個体群として管理する。個体群管理は、群れの加害性と分布を管理することが目標となるため、本計画では全県的に明確な捕獲頭数の目標値を設定せず、対策を強化すべき加害群について個別に捕獲目標数を設定することとする。群れの加害性の低減に向けては、個体群管理だけでなく、地域主体の被害防除対策を合せて推進する。

(2) 順応的管理の推進

科学的なモニタリングデータに基づいた生息状況や被害状況、対策状況の評価を行い、その結果に基づいて対策方針の検討を行う順応的な管理を推進する。

(3) 年度別事業実施計画の策定と推進

第3期計画の目標を達成するために、毎年、県が実施する事業の年度別実施計画を策定する。年度別実施計画では、生息状況等を把握するためのモニタリングや市町村及び地域への支援内容について検討し、その実施状況を評価するものとする。



7 管理の目標

(1) 長期目標

- 加害群の減少および地域個体群の安定的な維持
- 人とサルの生活圏棲み分けの実現および保全のための生息環境の整備
- 農林業被害・生活環境被害・人身被害の解消

(2) 第3期計画における目標

- 加害レベルⅢ（環境省基準加害レベル4以上）の群れの無害化
- 個体群の生息域および被害地域の拡大防止
- 農業被害程度が、'深刻'および'大きい'集落※の割合を15%以下にする
- 生活環境被害、人身被害の発生防止

※農業被害・生活環境被害・人身被害は、集落の代表者に対し農業被害の程度をアンケート調査した結果に基づき集計した結果を使用する。

8 目標達成のための具体的な方策

(1) 加害レベルの設定

加害レベルとは、複数の項目から判定する群れの加害性の指標であり、捕獲オプションの選択や対策の効果検証の際に用いる。加害レベルは、環境省ガイドラインの加害レベル判定表（表2）に従い、「群れの出没頻度」「平均的な出没規模」「人への反応」「集落への加害状況」「生活被害」の5つの指標のポイントの合計から算出し、0～5の6段階で評価した（表3）。さらに、徳島県では環境省ガイドラインの加害レベル0～1をⅠ、2～3をⅡ、4～5をⅢの3段階で評価した。

表2 加害レベルの判定基準（「環境省ガイドライン」を改定）

ポイント	群れの出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいないためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2, 3頭程度の出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいても逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2, 3回程度どこかの集落でみかける	10～20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまでは近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化



合計ポイント	加害レベル（環境省）	加害レベル（徳島県）
0	0	Ⅰ
1～2	1	
3～7	2	Ⅱ
8～12	3	
13～17	4	Ⅲ
18～20	5	

表3 加害レベルごとの群れの状況（「環境省ガイドライン」を改定）

加害レベル (環境省)	加害レベル (徳島県)	群れの出没頻度，出没規模，被害内容
0	Ⅰ	サルの群れは山奥に生息しており， 集落に出没することがないので被害はない。
1		サルの群れは集落にたまに出没するが， ほとんど被害はない。
2	Ⅱ	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが， 耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3		サルの群れは，季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて， 農作物に被害を出している。
4	Ⅲ	サルの群れ全体が，通年耕作地の近くに出没し，常時被害がある。 まれに生活環境被害が発生する。
5		サルの群れ全体が，通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく， 人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

(2) 個体群管理

計画的な個体群管理を実施するためには，広域的な生息状況の把握を前提とし，分布域の管理に留意したうえで，対策を強化すべき加害群の特性を明らかにし群れごとの捕獲実施計画を立案し実行することが重要である（図2）。

ア 広域的な生息状況把握するためのモニタリング（ステップ1～3）

- ・ 広域を対象に，群れの分布や群れ毎の推定個体数，加害レベルを把握する。
- ・ 調査方法は，サル出没カレンダー，ルートセンサスを実施する。
- ・ 結果に基づき，対策を強化すべき群れを選定する。

イ 対策を強化すべき加害群のためのモニタリング（ステップ4～5）

- ・ 対策を強化すべき加害群に対し，詳細な行動域や個体数を把握する。
- ・ 行動域把握には，GPS 首輪や電波発信器を装着し位置調査を行う。また，GPS 首輪等は加害群の特定と大型檻等の設置場所選定に活用する。
- ・ 個体数の把握は，直接観察による個体数調査が適している。個体数を実測することにより捕獲目標頭数を決定し，適切な檻サイズ・種類の選定を含めて捕獲手法の検討を行う。

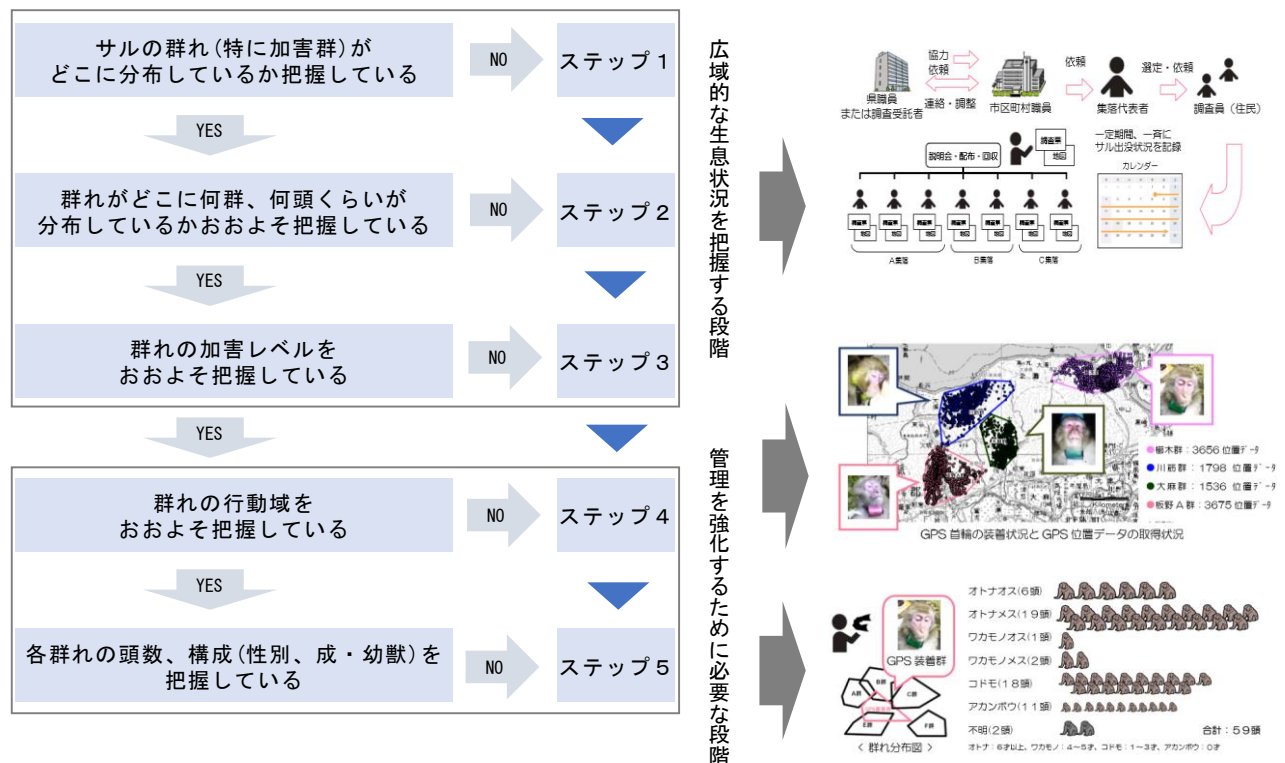


図2 モニタリングステップと調査方法

ウ 捕獲オプションの選択

- 捕獲オプションとは、個体群管理において加害群の捕獲方針を定める手法である。
- 捕獲オプションには、群れの除去を目的とする「群れ捕獲」、群れを部分的に捕獲する「部分捕獲」、群れの中で特に悪質な個体を特定して捕獲する「選択捕獲」の3つがある(表4)。

表4 捕獲オプション

群れ捕獲	加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法
部分捕獲	群れの存続を前提としており、被害防除対策の効果が得られやすい30頭程度まで個体数減らす管理手法。群れを存続させるため、繁殖可能なオトナメス(成獣メス)を最低10頭は残す
選択捕獲	群れの存続を前提としており、害性の高い悪質な個体を特定したうえで選択的に捕獲する管理手法

エ 個体数調整と有害鳥獣捕獲

- 個体数調整は、群れによる被害が非常に大きく、防除対策を行うのみでは被害が軽減できないと考えられる場合において、個体数調整を実施することができる。なお、個体数調整を実施する際は、捕獲実施計画を作成のうえ、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数、対象とする群れの配置状況等を考慮し、計画的に実施する。
- 推奨する条件としては、「加害レベルⅢの加害群における群れ捕獲および加害レベルⅡまたはⅢの加害群における部分捕獲」を実施する場合である。

- 有害鳥獣捕獲は、農業または生活環境に係る被害防止のための緊急避難を目的とした捕獲である。農作物被害または生活環境被害を繰り返し発生させる場合について、追い払いや被害防除対策を実施しても被害の発生を防止できない場合や、人身被害の発生等、緊急を要する場合、加害性の高い個体を特定した捕獲を実施する。
- 推奨する条件としては、「加害レベルⅡまたはⅢの加害群における選択捕獲あるいはハナレザルの捕獲」を実施する場合である。

表 5 捕獲種別と目的

種別	許可権者	目的	実施上の推奨条件
個体数調整	県知事 または 市町村長	著しく個体数が多い、または被害が大きな群れの個体数の削減及び群れ除去ための捕獲	加害レベルⅢの加害群における群れ捕獲および加害レベルⅡまたはⅢの加害群における部分捕獲
有害鳥獣捕獲	市町村長	農業または生活環境、人身被害に係る被害防止のための捕獲	加害レベルⅡまたはⅢの加害群における選択捕獲あるいはハナレザルの捕獲
集合住居地域における麻醉銃猟	県知事	住居集合地域に定常的に出沒し、生活環境あるいは人身被害を及ぼすおそれがある場合、または被害を及ぼしている場合の捕獲	住居集合地域に出沒したハナレザル等において追い払いやわな捕獲等の取り得る手段を講じても駆逐できず、麻醉銃猟が適切と判断される場合

※「集合住居地域における麻醉銃猟」は、9. その他事項の（7）市街地に出沒するハナレザル対応に記載

オ 捕獲実施計画の作成と効果的な捕獲手法

- 加害群に対する無計画な捕獲は、捕獲効率の低下や群れの分裂による対策の煩雑化、被害の慢性化、捕獲の長期化が生じる懸念があり、短期間の効果的な被害軽減のためには計画的な捕獲に取り組む必要がある。
- 群れ捕獲や部分捕獲は、本計画に基づいた個体数調整で実施する。
- 群れ捕獲や部分捕獲を実施する際には専門技術者から助言・指導を受け、群れ毎に捕獲実施計画を作成する。
- 捕獲実施計画の作成は、必要に応じ後述するユニット会議において協議する。
- 捕獲実施計画では、対策を強化すべき加害群のためのモニタリング（ステップ 4～5）に基づき、捕獲オプションや捕獲目標頭数を検討する（図 3）。
- 群れ捕獲や捕獲頭数が多い部分捕獲を実施する際には、大型捕獲柵や ICT 機器などの遠隔監視装置を用いた効率的な捕獲方法を導入する。
- 選択捕獲では、銃器や箱わな等を用いて捕獲を実施する。
- サル群れの群れは、出産可能なオトナメス（6 歳以上）の頭数が 10 頭以下になると絶滅確率が増加する。このため、群れの存続を前提とする部分捕獲や選択捕獲を実施する場合には、群れ内のオトナメスの数が 10 頭を下回らないよう配慮する。

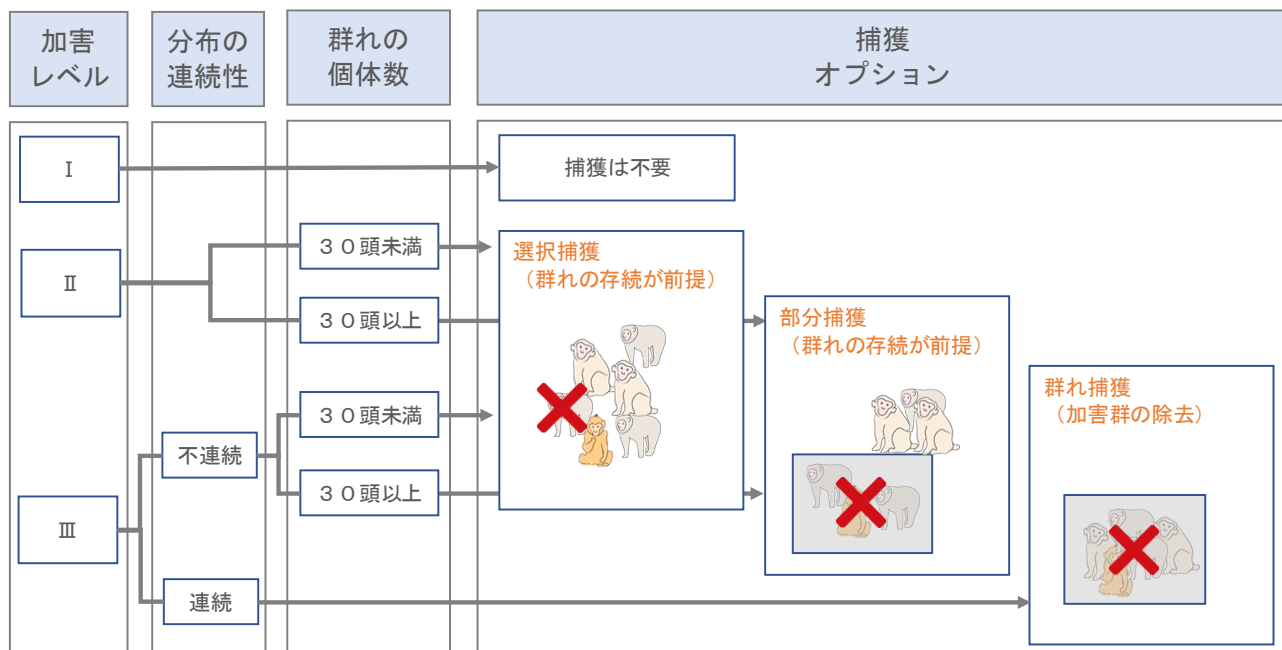


図3 捕獲オプションの選択基準

カ その他

- 個体数調整捕獲にあたっては、捕獲個体の身体的苦痛の軽減、及び捕獲従事者の心理的負担の軽減のため、安楽死の方法を研究し、その普及に努めるものとする。
- 捕獲個体の処理について、死体は山野に放置することなく焼却・埋設するなど適正に処分する。
- 捕獲個体は、ニホンザル捕獲調査票（様式1）に従い捕獲状況・捕獲個体情報等を記録し、県および市町村に報告するよう捕獲従事者に協力を求める。

(3) 被害防除対策

ア 侵入防止柵の設置及び機能維持

- サルに効果的な侵入防止柵は電気柵である。電気柵の設置に加え、防護ネット等の設置によりサルの農地への侵入を防ぐ。
- ニホンジカやイノシシが出没する地域では、金網柵と電気柵の複合柵を導入する。
- サルの侵入を許さないよう電気柵の設置は適切に行い、その効果を持続させるため、維持管理を計画的に行う。

イ 誘引物の除去

- 農作物残渣の埋設、稲刈り後早期の耕耘、放任果樹の伐採など、誘引物除去を徹底する。
- 特に都市部にあっては、人にとってのゴミはサルにとっての貴重な餌資源であり、非意図的な餌付けになることを認識する。

ウ 追い払い

- 追い払いは、住民を中心に集落が主体となって実施し、集落への警戒心を向上させることとその効果が上がる。
- 県および市町村は、テレメトリー調査等で把握した位置情報の提供やモンキードッグの

導入推進を支援する。

エ 普及啓発

- 県・市町村等が主体となり，地域住民が集落ぐるみで適切な被害防止対策に取り組めるよう，研修会等を通じて継続的に指導，支援を行う。
- 集落ぐるみの対策に自立して取り組めるよう，パンフレットや対策マニュアルを作成し，地域の特性に応じた効果的な対策の普及，推進を図る。
- 被害防除対策の体制整備と普及スキームの構築により，モデル集落の優良事例を全県へ普及を図る。

(4) 生息地管理

ア 生息地整備

- 県は，鳥獣保護区等の指定や管理など，生息状況に応じた適切な対応に努める。
- 鳥獣保護区の指定等による生息環境の保全を図るとともに，長期的には広葉樹の育成を図った森林整備等により，個体群が安定的に生息できる自然環境の整備を図る。

イ 集落環境整備

- 集落ぐるみで，隠れ場所となる藪や見通しの悪い林縁等の緩衝帯整備等により，サルを侵入させない強い集落づくりを進める。
- 関連機関との連携を図りながら，耕作地周辺の被害要因の排除に努めるよう地域住民への啓発を行う。
- 集落環境整備は，県，市町村およびＪＡ等関係機関が相互に連携して取り組むこととする。

(5) その他

ア 安易な餌付けの禁止

- サルに対する餌付けは，人馴れを助長し，かつ本来の生態を歪（ゆが）める影響があるため，行わないよう住民に普及啓発を図る。
- また，捕獲の際の不適切な誘引餌は，集落への誘引や個体数増加，他の鳥獣の錯誤捕獲といった影響があるため，捕獲のための餌付けについては専門家等による指導・助言を受け適切に実施することとする。

イ モデル事業の実施と技術支援

- 県は，加害群の効果的な捕獲のモデル事業や獣害対策に立ち向かうモデル集落づくりを推進し，その手法を随時提示するなど，地域のサル被害対策を支援するものとする

ウ ハナレザルへの対応

- 群れから離れて活動するハナレザルについては，出没地区の住民や市町村に対して，餌付け行為の禁止，放任果樹など誘引物の管理・撤去，追い払いなどの指導を行う。
- 人身被害など深刻な被害が発生したり，その恐れのある場合は，適切に捕獲する。

9 その他の事項

(1) 県全域に生息する加害群の生息概況把握

本計画の実施と評価を行うためには、県内に生息する加害群の生息概況の全容を把握する必要がある。県がこれまで実施した生息状況調査によって部分的に加害群の生息実態が明らかにされつつあるが、全県での生息状況の把握に至っていない。そのため、本計画期間中に全県の加害群の生息実態について速やかな把握に努める。全県の生息状況を把握した後は、5年に1度見直しを行う。なお、加害群は広域に分布しているため、生息状況の把握はユニット単位とし3ユニットを3か年で実施する。

(2) 被害防止計画との整合

本計画および年度別実施計画の適正な運用に向け、鳥獣被害防止特措法に基づき作成された被害防止計画との整合性を図るため、必要に応じて市町村と協議して被害防止計画の修正を促すなど、捕獲や被害防除対策が適切に実施されるよう必要な指導や助言を行うものとする。

(3) ユニット単位の連絡・協議

各ユニット内でのサル生息状況、被害状況、捕獲実施計画および捕獲状況に関する事項を共有することを目的に、年に2～3回実施する。また県は、個体数調整について市町村から要望がある場合、または、市町村や被害防止協議会の単位を越えて広域的に分布する加害群の管理が必要と判断される場合、管理ユニット単位のユニット会議を都度開催し、個体群管理に係る連絡・協議を行う。また、加害群のなかには管理ユニットを跨ぎ分布するものもあるため、県はユニット間の調整を行い、複数ユニットでの連絡・協議を行う。

ユニット会議は、県鳥獣対策・ふるさと創造課・県民局・市町村・専門家等で構成する。

(4) 関係機関と連携強化

平成18年度に設置された鳥獣被害防止センター等の組織、市町村及び庁内関係機関等と連携し（図4）、個体群管理・被害防除対策・生息地管理に向けた各種施策を総合的に推進する。

ア 行政部局連携

本計画は、個体群管理、被害防除対策、生息地管理で構成されているが、これらを総合的に展開するためには、行政部局の施策を十分に調整、連携して施策を推進する。

イ 市町村との連携

本計画に基づく具体的な施策を現場で実行する主体は市町村である。捕獲許可権限は、市町村に委譲されており、市町村は鳥獣被害防止特措法に基づいて、独自の被害防止計画を作成している。したがって、これら市町村の計画と本計画と調整をとるとともに、より効果的な施策が推進するように連携に努める。

ウ 四国4県等関係機関との連携

本県の個体群は、讃岐山地と四国山地に分布し、隣接県と連続分布している。県境を越えて分布する個体群の管理が必要な場合は、隣接県・市町村との連携を図り、情報を共有するとともに管理方針を検討することとする。

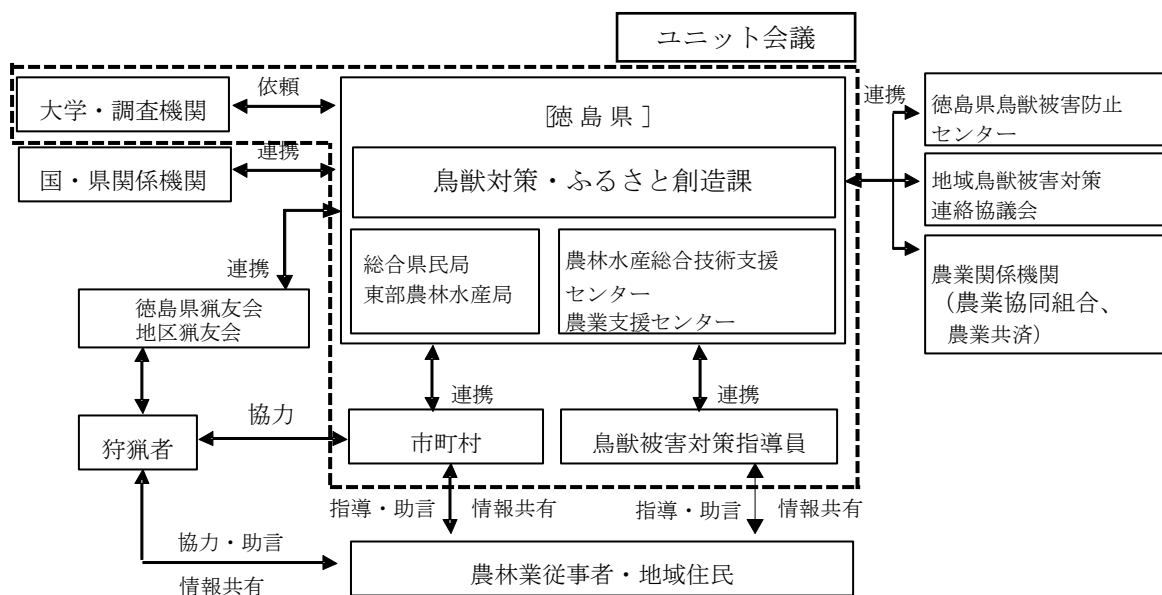


図4 計画推進体制

(5) 関係機関、農林業者・県民、捕獲従事者の役割

ア 県の役割

- 効果的な被害対策の普及のため、関係機関への助言、支援及び情報提供を積極的に行う。
- 全県下のモニタリング調査の実施と評価を行う。
- 生息分布、行動圏把握のために隣接県との情報交換、連絡調整等を実施する。
- 市町村をまたぐ対策にあたっての広域調整を行う。
- 年に2～3回または市町村等から個体数調整の要望があった場合はユニット会議を開催する。
- 被害防除対策の効果が上がらない集落に対し、市町村と協同で問題点の洗い出しを行い、有効な対策の助言・支援を行う。
- 管理計画の内容や考え方について広く普及啓発するほか、管理計画の進捗状況や調査結果等に基づく地域個体群の現状、被害状況等を公表する。

イ 市町村の役割

- 管理計画の効果的な目標達成に資するため、加害群れ・個体数管理の被害防除年次計画を策定し、地域ごとの管理目標を具体化・明確化し、地域が共通認識をもって対策の実施を図れるよう体制を整備する。
- 管理計画では、特にレベルⅢに評価された加害群の無害化を目標にしていることから、被害防除年次計画には、必要な被害防除や地域の合意形成など、捕獲圧を高める場合の要件を盛り込むものとする。
- 集落住民をはじめとする関係者と協同で具体的な被害対策等を実施する。
- 農林業者や住民に対し、残地果実及び廃棄果実の除去について周知徹底を図る。
- 対策を強化すべき加害群に電波発信器を装着するなど、群れの詳細な行動域の把握に努める。

- 個人単位だけではなく、集落ぐるみの追払い体制整備を行う。
- 住民が実施する被害防除対策の支援の整備を行う。
- 捕獲した加害群の処分については、動物に苦痛を与えない方法による。

ウ 鳥獣被害対策指導員の役割

- 鳥獣被害対策を進めるため、農家等における鳥獣被害実態の把握及び農家等の要請に応じ、鳥獣被害防止施設の設置等が地域の実態に即した効果的なものとなるよう、助言・指導を行う。
- 鳥獣被害対策に関し、関係市町村、農業協同組合及び関係者と連携を密にし、被害防止に当たるとともに情報の共有化に努める。
- 県が行う鳥獣被害対策に関する各種施策に積極的に参加・協力する。

エ 農林業者・住民の役割

- 農地に侵入しにくい環境をつくり出すために、農地周辺の藪（やぶ）の刈払いなどの環境整備を行う。
- 農地への物理的な侵入をふせぐために有効な防護柵の設置を行う。
- 野菜や果実の取り残しをなくすとともに、廃棄果実を埋設するなど適切な処理をする。
- 集落一体となった追払いを行うよう努める。
- 管理計画の必要性及び内容を理解し、集落内での被害防除対策を主体的に実施する。
- 餌付け行為は実施しない。
- 行政機関が実施するモニタリング調査への協力を努める。

オ 捕獲従事者の役割

- 県または市町村の要請に基づき必要な措置を講じる。
- 捕獲個体のデータをニホンザル捕獲調査票に取りまとめるとともに、県および市町村から調査表の提出を求められた場合は、調査票の提出に努める。
- 野生鳥獣の生態を知る者として、必要に応じ、行政機関、関係団体、住民に対し、被害防除などについての助言を行う。

(6) モニタリング調査の実施

ア 捕獲頭数等の把握

- 県は、毎年、市町村・捕獲隊（者）の協力を得て有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。
- 有害鳥獣捕獲日誌は各市町村を通じて配布し、出動月日、捕獲方法、捕獲場所、捕獲従事者数、出合数、捕獲頭数、個体の性別等の状況調査を行う。

イ 農林作物等被害状況および被害防除対策の実施状況の把握

- 被害対策の妥当性を評価するため、人身被害、生活環境被害、農林作物被害の情報収集に努める。
- この情報収集に当たっては、県関係機関が、市町村、関係団体、農林家等の協力を得て行うものとし、被害状況および被害防除対策実施状況についてもデータ蓄積に努める。
- 毎年の集落代表者（農業集落）アンケートの実施に加え、本計画の改定時には市町村担当者へのヒアリング調査等を実施する。

ウ 広域的な生息状況把握のためのモニタリング

- 県は、全県における加害群の生息概況把握のため、環境省ガイドラインのモニタリング（ステップ1～3）に従い、群れの分布・群れ数・生息数を推定し、群れごとの加害レベルを評価する出沒カレンダー調査またはルートセンサス調査を実施する。

エ 加害群の対策を強化するためのモニタリング

- 対策を強化すべき加害群について、県は、環境省ガイドラインのモニタリング（ステップ4～5）に従い、テレメトリー調査またはGPS首輪による加害群の特定と行動特性の把握、直接観察による個体数調査（実測）を行う。

(7) 市街地に出沒するハナレザル対応

市街地に出沒したハナレザルが確認された際に最も重要なのは人身被害を未然に防止するための注意喚起である。次に、対策のための情報として、目撃状況（日時、場所）、特徴（頭数、大きさ、性別、移動方向）、被害状況（内容、対応状況）を収集する。これらの情報を基に、地域への啓発やパトロール、追い払い、捕獲を実施する。

近年、メスのハナレザルが確認されることがあり、出沒エリアに定着しやすい傾向がみられるため、問題が長期化することが多い。そのため、ハナレザルがメスであることが確認された場合、早期に捕獲等の対策を講じることが望ましい。

市街地に出沒したハナレザルについて「集合住居地域における麻酔銃猟」を実施する場合は、安全管理上の十分な配慮が必要なため専門技術者から助言を受けることとする。

(8) 外来種の対応

ニホンザルと近縁のアカゲザル、タイワンザル等外来種が確認された場合には、速やかに除去する。

(9) 中間支援者の活用

知識・技術や専門人材の充足、対策の主体となる行政と住民の効果的な連携に向け、大学・研究機関・民間事業者等における専門技術者を「中間支援者」として活用する。中間支援者には、環境省が実施する「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」の鳥獣プロデータバンクにおいて、専門とする鳥獣をニホンザルとして登録している者（鳥獣保護管理プランナー又は鳥獣保護管理調査コーディネーター、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター）を活用し、県は、中間支援者をユニット会議や研修会等で積極的に支援を依頼するとともに、市町村へアドバイザーとして紹介する。

【附属資料】

(1) 徳島県ニホンザル管理対策の経緯

年度	内容	計画期間の目標
H27	◆第1期徳島県ニホンザル適正管理計画策定 (目標達成のための施策) ・年間増加数以上の捕獲 ・捕獲檻による効果的な捕獲の実施 ・総合的な被害防止対策の推進	・加害群の半減 ・群れの分裂防止 ・被害地域の縮小 ・人身被害の防止 ・農業・生活被害の防止
H29	◆第2期徳島県ニホンザル適正管理計画策定 (目標達成のための施策) ・群れの生息概要の把握 ・捕獲檻による効果的な捕獲の実施 ・総合的な被害防除対策	・個体群の増加抑制 ・個体群の分裂の防止 ・生息域の拡大幅抑制 ・農林業・生活環境被害を増加させない ・人身被害の防止

(2) 現状

ア 分布及び生息状況

① 分布状況

環境省が昭和53年度に実施した第2回自然環境保全基礎調査（以下、「第2回調査」という。）、同じく平成15年度に実施した第6回調査（以下、「第6回調査」という。）、環境省が平成29年度に実施した分布調査と県が令和2年度に実施した生息状況調査（以下、「H29～R2調査」という。）に基づく5kmメッシュごとの群れ推定分布を図5に示す。

第2回調査および第6回調査の結果から、本県では、サルの生息区画率は第2回調査年と比較して、第6回調査には32.8%増加、H29～R2調査には47.2%増加し、県下全域で73.7%生息が確認されている（表6）。

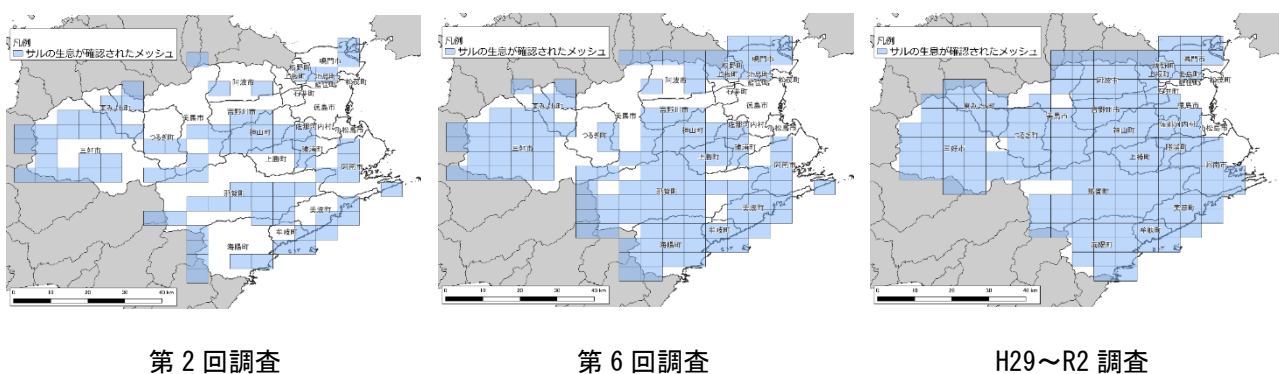


図5 5km メッシュごとの群れの推定分布

表 6 ニホンザル（群れ）の生息区画数，生息区画数

	昭和53年度		平成15年度		平成29年度～ 令和2年度		全区 画数
	①	②	①	②	①	②	
全国	2,288	13.2%	3,471	20.0%	3,423	19.7%	17,376
徳島県	54	26.5%	121	59.3%	151	73.7%	205

※ 表中①は「生息区画数」，②は「生息区画率」を示す。

② 生息状況

県内に生息する群れの推定数は約 158～160 群れ，推定個体数は約 5,459～6,838 頭である。また，群れの分布地域以外においても「ハナレザル」と見られる単独のニホンザルが目撃されており，ハナレザルが市街地に出没し，生活環境被害を発生させた事案も確認されている。

なお，これまでに実施した出没カレンダー調査やテレメトリー調査によって判明している群れの状況や分布状況を表 7，図 6 に示す。ただし，市町村担当者による群れと個体数の推定には，テレメトリー調査など科学的調査手法によって得られた情報と地域住民や農業関係団体などの関係者から得られた情報などが混在しており，曖昧さを含んでいる。このため，加害群と個体数の管理を進めつつ，変化する群れ・個体数，分布域，行動等の把握に努め，被害の減少に向けた対策を進めていく必要がある。

表7 これまでの調査において確認されている加害群の推定個体数及び加害レベル

ユニット	市町村	群名	推定 個体数	実測値	加害レベル		調査年度	
					県	国		
東部	鳴門市	栗田	10～15		Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		櫛木	59	59	Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		坂東	40～50		Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		三津	20～30		Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		川筋	18	18	Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		大浦	63	63	Ⅲ	4	2016年度	出沒カレンダー調査等（国）
		大谷	20～30		Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		大麻	35	35	Ⅱ	3	2016年度	GPS首輪調査等（県）
		池谷	42	42	Ⅱ	2	2016年度	出沒カレンダー調査等（国）
		東地	30～40		Ⅲ	4	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
	阿波市	阿波A	不明		不明	不明	2015年度	GPS首輪調査等（県）
	勝浦町	勝浦A	10～20	16	Ⅱ	3	2019年度	出沒カレンダー調査（県）
		勝浦B	30	51	Ⅱ～Ⅲ	3～4	2019年度	出沒カレンダー調査（県）
		勝浦C	20～30		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2019年度	出沒カレンダー調査（県）
	上勝町	上勝A	不明		不明	不明	2014年度	GPS首輪調査（県）
	徳島市 神山町 佐那河内村	SKT-A	60	60	Ⅲ	4	2020年度	モニタリング業務（県）
		SKT-B	12	12	不明	不明	2016年度	GPS首輪調査等（県）
		SKT-C	不明		不明	不明	2016年度	GPS首輪調査等（県）
		SKT-D	不明		不明	不明	2016年度	GPS首輪調査等（県）
	板野町	板野A	21	21	Ⅱ	3	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		板野B	10～20		Ⅰ	1	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
	上板町	上板A	70～80		Ⅲ	4	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
		上板B	80～100		Ⅱ	2	2015年度	出沒カレンダー調査等（国）
南部	阿南市	阿南A	100	30	Ⅲ	4	2015年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南B	163	163	Ⅲ	4～5	2017年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南C	80		Ⅱ	2～3	2015年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南D	100		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2015年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南E	40		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2015年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南F	50		Ⅱ	3	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南G	50～60		Ⅲ	4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		阿南H	40～50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
	美波町	美波A	30～40		Ⅲ	4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波B	30～40		Ⅲ	4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波C	30		Ⅱ	3	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波D	40～50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波E	100		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波F	50～60		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波G	50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波H	100	48	Ⅲ	4～5	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波I	80～100		Ⅲ	4	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波J	50		Ⅱ	3	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波K	20～30		Ⅱ	2	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波L	50～60		Ⅱ	2	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
		美波M	30	61	Ⅱ	2～3	2016年度	出沒カレンダー調査（県）
	那賀町	那賀A-1	15～30		Ⅱ	2	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀A	15～30		Ⅱ	2	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀B	10～20		Ⅱ	3	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀C	15～30		Ⅱ	3	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀D	20～30		Ⅱ	3	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀E	20～25		Ⅱ	2	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀F	20～25		Ⅱ	3	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀G	20		Ⅲ	4	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀H	22～30		Ⅲ	4	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀I	6～25		Ⅱ	2	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀J	18～25		Ⅱ	2	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀K	10～20		Ⅱ	3	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
		那賀L	20		Ⅱ	2	2014年度	出沒カレンダー調査（県）
	海陽町	海陽A	不明		不明	不明	2011年度	テレメトリー調査（市町村）
		海陽B	不明		不明	不明	2011年度	テレメトリー調査（市町村）
		海陽C	不明		不明	不明	2011年度	テレメトリー調査（市町村）
		海陽D	不明		不明	不明	2011年度	テレメトリー調査（市町村）
		海陽E	不明		不明	不明	2011年度	テレメトリー調査（市町村）
		海陽F	不明		不明	不明	2011年度	テレメトリー調査（市町村）

西部	三好市	三加茂AB-2	30～40		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		井川A	30～40		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		井川B	30～40		Ⅲ	4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		井川C	30～40	47	Ⅲ	4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		井川D	30～40		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		池田A	70～80		不明	不明	2012年度	テレメトリー調査（市町村）
		池田B	30～40		Ⅲ	4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		池田C	60～70		不明	不明	2012年度	テレメトリー調査（市町村）
		池田D	50～60		不明	不明	2012年度	テレメトリー調査（市町村）
		池田E	90～100		不明	不明	2012年度	テレメトリー調査（市町村）
		池田F	60～70		不明	不明	2012年度	テレメトリー調査（市町村）
		池田G	50～60		不明	不明	2012年度	テレメトリー調査（市町村）
		東祖谷A	50～60		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷B	30～50		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷C	20～30		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷D	10～20		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷E	30～40		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷F	20～30		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷G	20～30		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷H	10～15		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東祖谷I	20		I	0	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷A	20～30		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷B	30～40		Ⅲ	4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷C	22		Ⅲ	4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷D	20		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷E	30		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷F	30～40		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷G	10～20		I	0	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
		西祖谷H	30～40		Ⅱ	2	2018年度	出沒カレンダー調査（県）
	つるぎ町	山城A	20	20	Ⅱ～Ⅲ	3～4	2018年度	出沒カレンダー調査（国）
		山城B	15～20		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（国）
		山城C	10～15		Ⅱ	2～3	2018年度	出沒カレンダー調査（国）
		山城D	20～30		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（国）
		山城E	15		Ⅱ	3	2018年度	出沒カレンダー調査（国）
		つるぎA	50～60	63	Ⅲ	4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎB	20～30		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎC	40～50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎD	20～30		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎE	20		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎF	10		Ⅱ	2	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎG	20～30		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎH	10		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎI	40～50		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎJ	30～40		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
	東みよし町	つるぎK	40～50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎ東みよしA	30～40		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		つるぎ東みよしB	40～50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		三加茂AB-1	30～50		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		三加茂CD	不明		不明	不明	2010年度	テレメトリー調査（市町村）
		東みよしA	20～30		Ⅱ～Ⅲ	3～4	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東みよしB	20～30		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東みよしC	20～30		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東みよしD	20		Ⅱ	2～3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東みよしE	50～60		Ⅱ	3	2020年度	出沒カレンダー調査（県）
		東みよしF	20		I～Ⅱ	1～2	2020年度	出沒カレンダー調査（県）

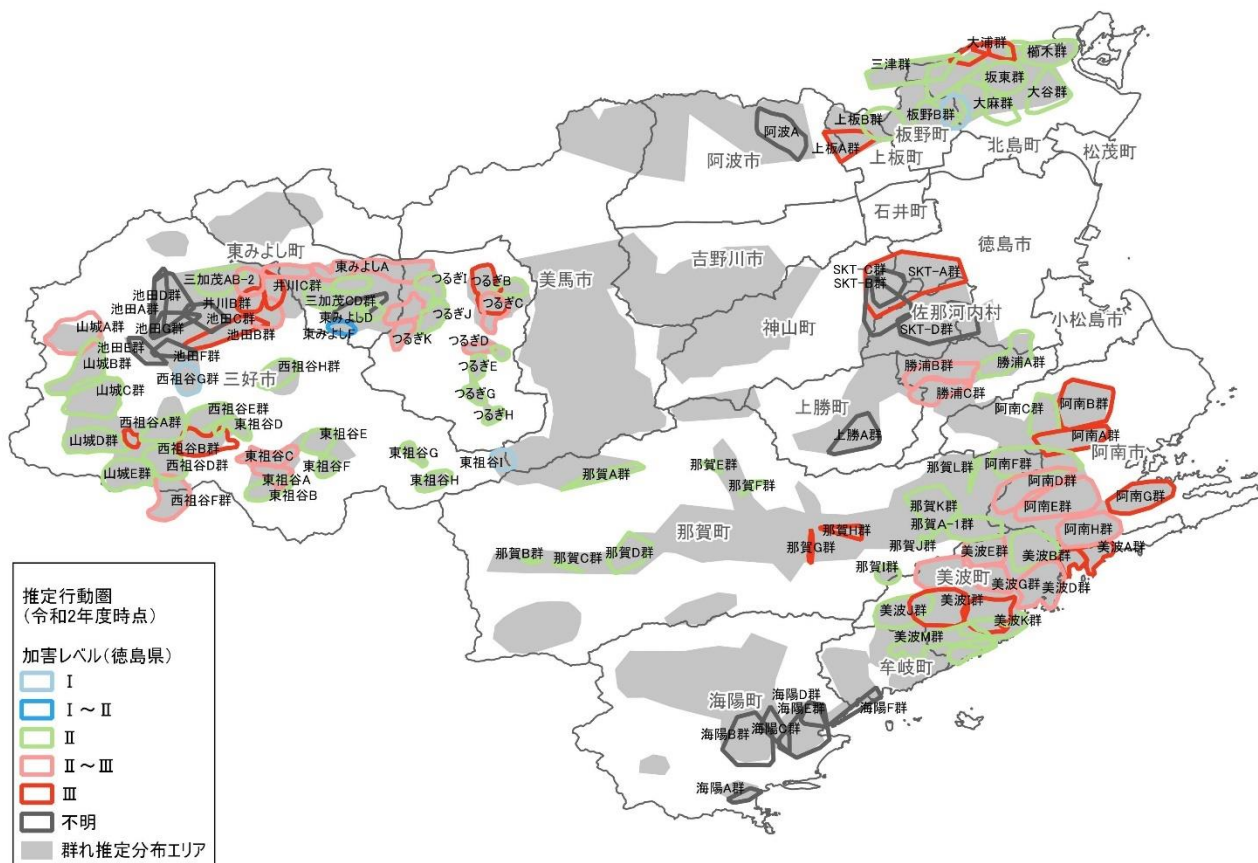


図 6 徳島県の加害群推定生息分布図

イ 被害状況

① 農作物被害状況

サルによる農作物被害金額は、平成 14 年度まで 1,500 万円を下回る水準で推移していたが、平成 15 年度を境に 2,000 万円を越え、平成 21 年度以降は約 3,000～4,000 万円前後の高水準の被害が続いていた。平成 25 年度からは年度によって多少の増減を示しつつも減少傾向にある（図 7）。

農作物別の被害状況では、水稻、野菜類、果樹類の食害が発生し、令和 2 年度を見ると特に野菜類の被害が農作物被害の約 67%と非常に高い割合を占めている（図 8）。野菜類の中では、タケノコ、ナス、ダイコンが総被害金額全体の約 40%を占めていた（表 8）。

加えて、被害金額に算入されない自家消費用の農作物被害も多く、地域住民の心理的負担が増大している。

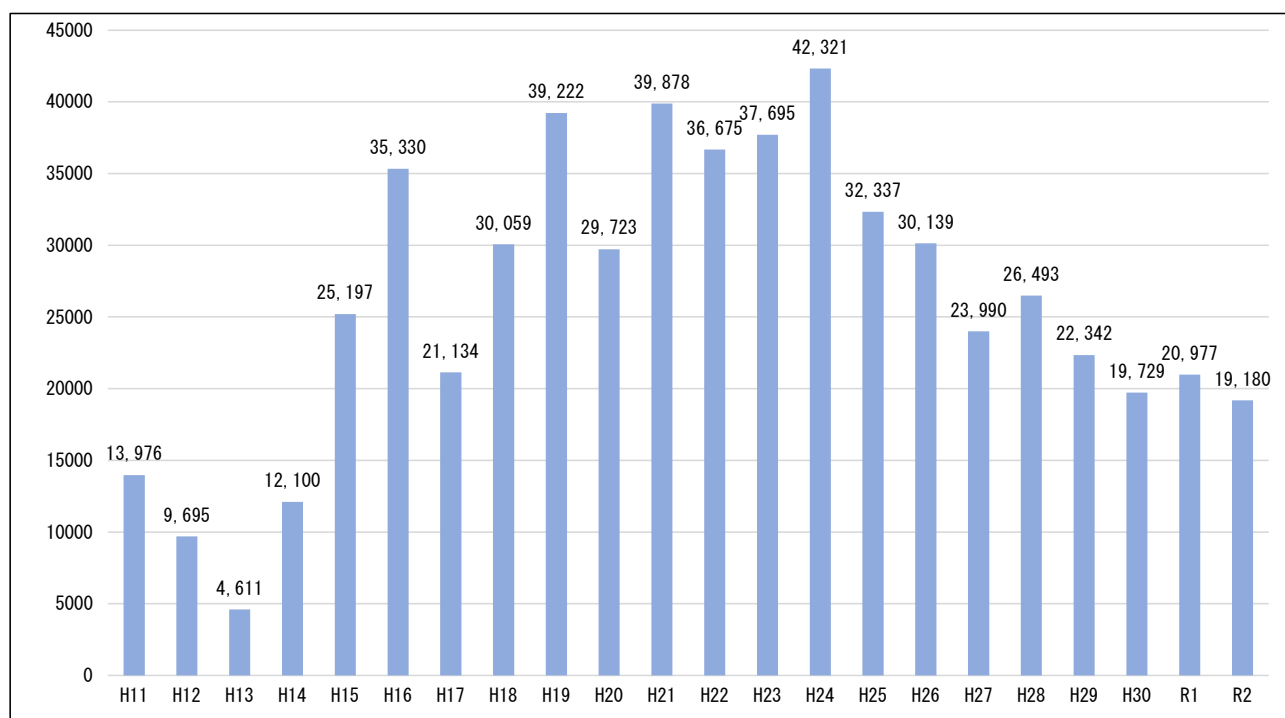


図7 ニホンザルによる農作物被害金額の推移

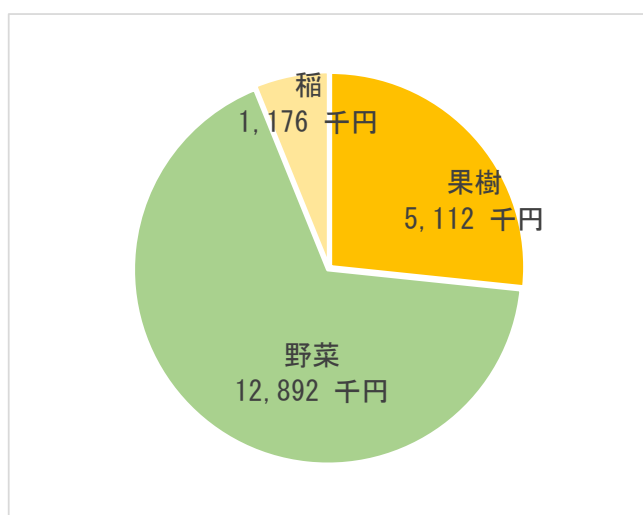


表8 農作物別の被害金額の状況
(令和2年度)

総被害金額	1位	2位	3位
19,180千円	タケノコ 2,959千円	ナス 2,804千円	ダイコン 1,792千円

図8 農作物別の被害金額の状況
(令和2年度)

② 人身環境・生活環境被害・農作物被害状況と被害の動向

令和3年度に市町村の鳥獣担当者に対して実施したアンケートおよびヒアリング調査（以下、「市町村ヒアリング調査」という。）から、県内の市町村における人身被害（直接的・間接的要因による人の負傷）、生活被害（家屋の破損・糞尿被害等）、農作物被害の発生状況と第2期計画策定以降からの被害の動向をまとめた。

人身被害が2市町、人身被害の発生が懸念されるサルの威嚇行為が見られるのが4市町あり、人身被害発生のリスクが高まっている。また、生活環境被害は9市町で確認されており、人の生活圏へのサルの侵入が進んでいる。

農林作物の被害は加害群が生息する全ての市町村で発生しており、市町村ごとに品目

の多寡はみられるが、水稻、野菜類、豆類、いも類、果樹類といった幅広い品目で被害が発生している。また、被害の動向把握では、8 市町で被害は増加傾向にあると回答があった（表 9）。

表 9 各市町村の被害対策実施状況

ユニット	市町村名	人身被害		生活環境被害		農作物被害	
		被害	動向	被害	動向	被害	動向
東部	徳島市			○	→	○	→
	鳴門市	○	↑	○	→	○	↑
	吉野川市					○	↑
	阿波市					○	→
	勝浦町			○	↑	○	↑
	上勝町					○	→
	佐那河内村					○	↓
	神山町	△	→	○	↓	○	↓
	板野町					○	→
	上板町					○	↓
南部	阿南市	○	↑			○	↓
	那賀町	△	→	○	→	○	→
	牟岐町					○	↑
	美波町	△	→	○	→	○	↓
	海陽町			○	→	○	→
西部	美馬市					○	↑
	三好市	△	→	○	↑	○	↑
	つるぎ町			○	→	○	↑
	東みよし町					○	↑

○：あり △：威嚇行為あり ↑：増加 →：変化なし ↓：減少

ア 捕獲状況

サルは非狩猟鳥獣であるため、捕獲は有害鳥獣捕獲や個体数調整による許可に基づいて実施されている。

捕獲数は、平成 13 年度までは 200 頭未満であったが、生息区域が拡大し農作物被害の増加や人里への出没が発生したため、有害鳥獣捕獲活動が強化された。平成 26 年度まで捕獲数は増加傾向であったが、平成 27 年度以降は年度によって多少の増減があるものの減少傾向にあり、令和 2 年度は、約 1100 頭が捕獲されている（図 9）。

県が実施した市町村ヒアリング調査では、有害鳥獣捕獲従事者による銃器や小型檻による捕獲がほとんどであるが、近年は、中型・大型捕獲檻や捕獲柵の導入が進んでいる地域もある。そのような地域では、ICT 機器が導入されている事例もある（表 10）。

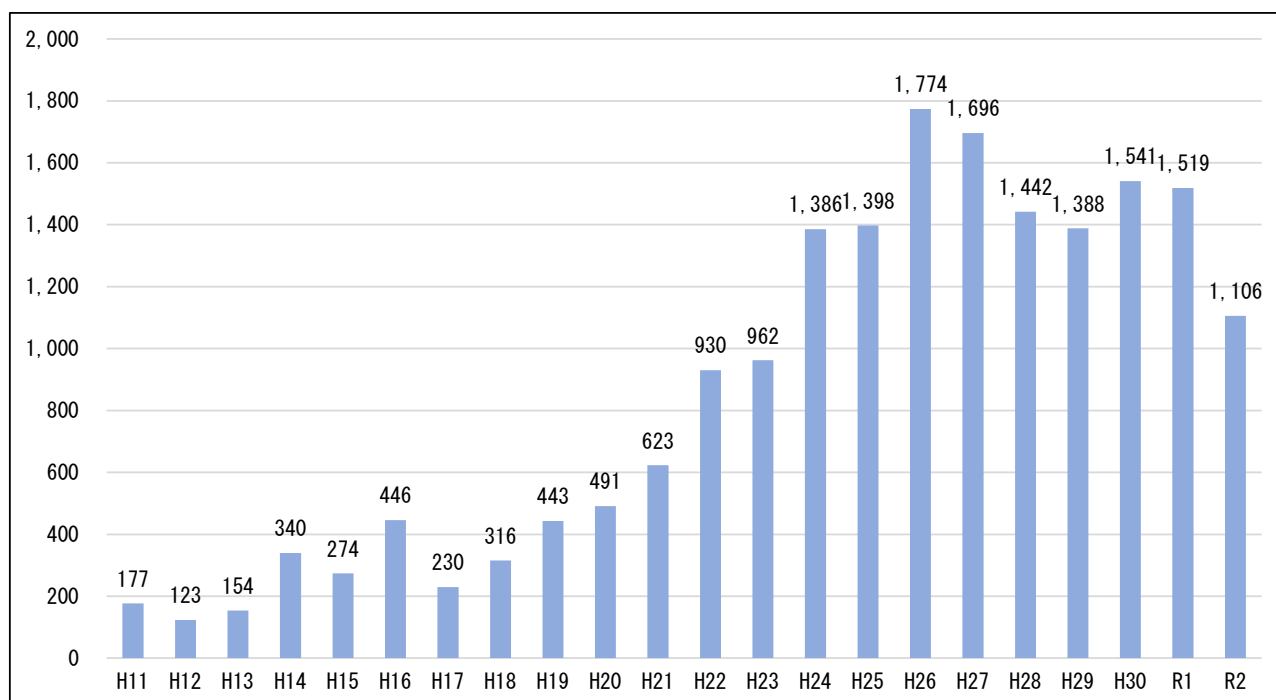


図9 ニホンザルの捕獲数の推移

表10 市町別サル有害鳥獣捕獲の実施状況

ユニット	市町村名	捕獲方法			
		銃器	小型檻	中型・大型檻	ICTの活用
東部	徳島市	○	○	○	
	鳴門市		△	○	○
	吉野川市	○			
	阿波市	○	○	○	○
	勝浦町	○	○	○	○
	上勝町	△		△	
	佐那河内村	○		○	○
	神山町	○	○	○	○
	板野町	△		○	△
南部	上板町	○			
	阿南市	○	○	△	
	那賀町	○	○		○
	牟岐町	△	△	○	
	美波町	○		○	
西部	海陽町	○	△	△	
	美馬市	○	○	○	
	三好市	○	○	○	○
	つるぎ町	△	△	△	
	東みよし町	○		○	

○：実施している △：実施しているが十分でない または 過去に実施した

イ 防除対策状況

県が実施した市町村ヒアリング調査から、各市町村の被害防除対策の実施状況についてとりまとめた。加害群が生息するほとんどの市町村では侵入防止柵の設置（補助）を主な

被害防除として進めている。また、モンキードッグによる追い払いを6市町村が取り組んでおり、その効果が見られている。一方、集落対象研修会、モデル集落作り、誘引物除去、テレメトリー、住民主体の追い払い、追い払い道具配布・貸出は、実施しているが十分でないまたは過去に実施したと回答する市町村が多かった。また、複合的に被害防除対策を進めている市町村は多いが、その対策効果はあまり得られていない（表11）。被害防除対策技術の向上に向けて、市町村の鳥獣担当者向け研修会の実施や体制作りが重要となる。

表11 各市町村の被害対策実施状況

ユニット	市町村名	被害防除対策										
		集落対象 研修会	モデル 集落作り	集落環境 点検	誘引物 除去	緩衝帯 設置	テレメトリー	住民主体 追い払い	追い払い道具 配布・貸出	監視員 追い払い隊	モンキードッグ	防護柵
東部	徳島市	△			○	△		△	△			△
	鳴門市		△		△		△					○
	吉野川市											○
	阿波市		△					△	○			○
	勝浦町											○
	上勝町	△		△								
	佐那河内村				△		○			○	○	○
	神山市	△	△	△	△	△	△	○	△		○	○
	板野町	△	△		△	△	△	△				○
南部	上板町						△	△	△			
	阿南市											
	那賀町	△	△						△		○	○
	牟岐町	○						△		△		△
	美波町		△					△				○
西部	海陽町						△					○
	美馬市			△				△		△		○
	三好市	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
	つるぎ町	△	△		△			○	△		△	○
	東みよし町							○	○		○	○

○：実施している △：実施しているが十分でない または 過去に実施した

ウ 狩猟者の現状

① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は、昭和53年度の6,577人をピークに減少傾向にあったが、平成20年度以降はおおよそ横ばい傾向にある。令和2年度の登録者数は2,280人とピーク時の約1/3にまで減少しており、特に、第一種銃猟者の減少が著しい。

一方で、農業従事者自らが農作物被害に対応するため、わな猟免許所持者の増加を背景に、網・わな猟の登録者は増加傾向にある（図10）。

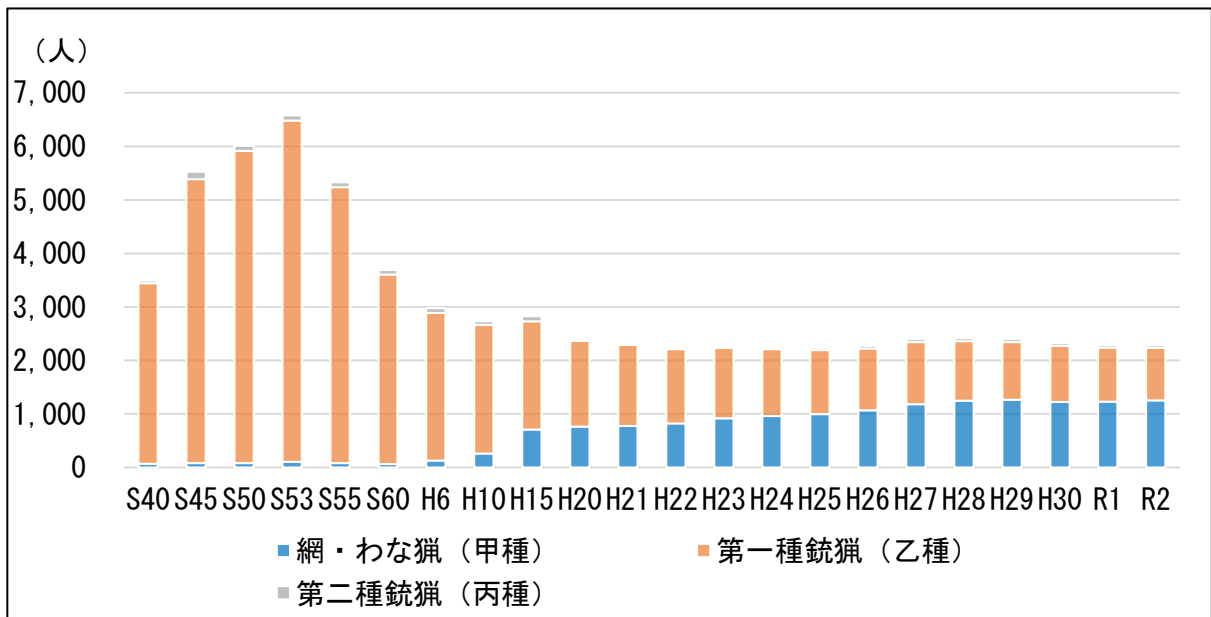


図 10 狩猟者登録数の推移

② 年齢別狩猟免許交付状況

年齢別では、60 歳以上の狩猟者が 6 割を超え高齢化が深刻である（表 12）。野生鳥獣の管理を行う上で、これを担う狩猟者の育成・確保が求められている。

表 12 年齢別狩猟免許交付状況（令和 3 年 3 月現在）

年 齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60 以上	合計
交 付 数	148	236	312	363	2084	3143
割 合	4.7	7.5	9.9	11.5	66.3	100.0

（年齢：歳，交付数：人，割合：％）

(様式 1)

ニホンザル捕獲調査票（捕獲従事者用）

捕 獲 日 時	年 月 日				
捕 獲 場 所	◇ 鳥獣保護区等位置図により捕獲場所が判明している場合				
	① メッシュ番号 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				②メッシュの中での位置 <table border="1"><tr><td></td></tr></table>
	◇ 上記以外の場合 市・群 町・村 大字 字 付近				
捕獲したサルの の 状 況	① 性 別 オス ・ メス ・ 不明				
	② 年 齢 極小 ・ 小 ・ 中 ・ 大 ・ 不明				
	③ 群れの状況 群れのサル ・ ハナレザル ・ 不明				
	④ 写真 <table border="1"><tr><td></td></tr></table>		<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		
	全身の写真	顔の写真			
捕 獲 者	住所	許可区分			
	氏名	個体数調整・有害捕獲駆除・その他			
		捕獲方法			
		網 わな（種類： ） 銃器（種類： ）			
	駆除班（ ）・単独				

(様式2)

ニホンザル捕獲個体の状況等（市町村用）

No	捕獲日時	捕獲場所		捕獲個体の状況			捕獲者	許可区分	捕獲方法
		住所	メッシュ番号	性別	大きさ	群れの状況	住所・氏名		
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器
				☐ オス(♂) ☐ メス(♀)	☐ 極小 ☐ 小 ☐ 中 ☐ 大 ☐ 不明	☐ 群れ ☐ ハナレザル ☐ 不明	住所 氏名	☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 個体数調整捕獲 ☐ その他	☐ 網 ☐ わな ☐ 銃器

(様式3)

令和	年度	市町村
----	----	-----

ニホンザル対策地域実施計画

(1) 現状及び対策内容

										捕獲に関する事項			捕獲・被害防除対策・モニタリング 工程					
群れ名	個体数		加害 レベル	被害状況			被害程度 ＜集落アンケート結果＞				捕獲 種別	捕獲 方針	捕獲 目標数	R 年度	R 年度	R 年度	R 年度	R 年度
	推定	実測値		農 業	生 活 環 境	人 身	深刻	大きい	少し	なし								
群	()	()	()															
群	()	()	()															
群	()	()	()															

()内は調査年度 ○：被害あり 集落名を記入

(2) 実績

	前年度	課題等
捕獲		
被害防除対策		
モニタリング		
その他		

裏へ

(3) ニホンザル生息分布図

広域図	狭域図
------------	------------

※様式 1 ～ 3 については，必要な情報を継続的に収集するため，随時記載内容等の検討を行い，改善を図るものとする。